

## 令和4年度介護保険料決定通知書の送付

65歳以上の方は4月1日現在の被保険者本人と世帯員の方の令和4年度町民税課税状況などを基に決定し、7月中旬に決定通知書を送付いたします。

## コンビニエンスストアでの納付の開始

令和4年度以降介護保険料（普通徴収分）について、従来の金融機関での納付に加えてコンビニでの納付が可能になりました。令和4年度以降発行の納付書を利用しコンビニで現金納付してください。対応するコンビニは納付書裏面を参照してください。

## 白老町の第8期介護保険料額(令和3～5年度)

区分	対象者	年間保険料額(円)
第1段階 基準額(0.5)	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金を受けていて世帯全員が町民税非課税の場合 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の場合	36,000 公費軽減後 (21,600)
第2段階 基準額(0.7)	・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の場合	50,400 公費軽減後 (32,400)
第3段階 基準額(0.75)	・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える場合	54,000 公費軽減後 (50,400)
第4段階 基準額(0.9)	・世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	64,800
第5段階 基準額(1.0)	・世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合	72,000
第6段階 基準額(1.2)	・本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の場合	86,400
第7段階 基準額(1.3)	・本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の場合	93,600
第8段階 基準額(1.5)	・本人が町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の場合	108,000
第9段階 基準額(1.7)	・本人が町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上	122,400

## 介護保険負担割合証(黄色いカード)を送付します

要支援・要介護認定を受けている皆さんに、前年の所得により利用者負担を決定した(1割・2割・3割と記載)新しい負担割合証を7月末ごろに送ります。8月から介護保険のサービスを利用するときは、必ず『介護保険被保険者証』(オレンジのカード)と一緒に新しい負担割合証をサービス事業者に提示してください。期限の過ぎたものは使えません。

問い合わせ先：高齢者介護課 介護保険グループ ☎82-5541



祝長寿 おめでとうございます

泉時子さん(99)  
天野ナツエさん(99)